

新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市水道事業管理者

水道局長 佐藤 隆司

新潟市水道局管理規程第7号

新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程

新潟市水道事業会計規程（昭和52年新潟市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「営業所」を「事務所」に改め、同条第3項中「及び第18条」を削る。

第8条中「営業所長」を「事務所長」を改める。

第21条第3項中「料金課長及び営業所長」を「料金事務所長」に改める。

第22条3項中「収納した日のうちに」の次に「企業出納員（経理課に限る。）又は」を加える。

第36条第2項中「第115条」を「第117条」に改める。

第76条中「営業所」を「事務所」に改める。

第103条第1項中「経営企画部長」を「総務部長」に改める。

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表を次のように改める。

別表（第2条及び第3条関係）

設置箇所		企業出納員	現金取扱員	委任する事務
総務部	経理課	課長	経理課の職員 (出納事務に従事しない者を除く。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支払のため小切手を振り出すこと。</li> <li>2 取扱金融機関の間において預金を組み替えること。</li> <li>3 支払のため必要な現金を保管すること。</li> <li>4 釣銭準備金として預金と現金を組み替えること。</li> <li>5 その他管理者が必要と認めること。</li> </ol>
	営業課	課長		棚卸資産の出納及び保管に関すること。
	中央料金事務所	所長	中央料金事務所の職員（出納事務に従事しない者を除く。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 釣銭準備金を保管し、これを現金取扱員に保管転換すること。</li> <li>2 新潟市給水条例（昭和33年新潟市条例第32号）に規定する料金、手数料その他の収入を収納すること。</li> <li>3 その他管理者が必要と認めること。</li> </ol>
	秋葉料金事務所	所長	秋葉料金事務所の職員（出納事務に従事しない者を除く。)	
技術部	中央工事	所長		棚卸資産の出納及び保管に関すること。

	事務所			ること。
	北工事事務所	所長	北工事事務所の職員（出納事務に従事しない者を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 釣銭準備金を保管し、これを現金取扱員に保管転換すること。</li> <li>2 新潟市給水条例に規定する</li> </ol>
	西蒲工事事務所	所長	西蒲工事事務所の職員（出納事務に従事しない者を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>料金、手数料その他の収入を収納すること。</li> <li>3 その他管理者が必要と認めること。</li> </ol>